

五島市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年2月25日

五島市監査委員 米 山 尚 志

五島市監査委員 山 田 洋 子

7五監第647号  
令和8年2月25日

五島市議会議長 片 峰 亨 様  
五島市長 出 口 太 様

五島市監査委員 米 山 尚 志  
五島市監査委員 山 田 洋 子

### 令和7年度財政援助団体等監査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

講じた措置の状況については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、令和8年8月25日までに本職に通知ください。

#### 記

#### 令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

##### 第1 監査の基準

この監査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

##### 第2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査）

##### 第3 監査の対象

###### 1 対象団体及び所管部局

- (1) 対象団体 一般社団法人五島市観光協会（財政援助団体）
- (2) 所管部局 地域振興部（文化観光課）

###### 2 対象項目

令和6年度に財政的援助（補助金）を与えている団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行

##### 第4 監査の着眼点

###### 1 対象団体関係

- (1) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われ、精算報告は適正に行われているか。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (4) 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- (5) 団体の監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。また、定期的に証憑書類と記帳を第三者がチェックする機能があるか。監査の報告が適正になされているか。

## 2 所管部局関係

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金が既得権益化しているものはないか、また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- (3) 補助金の交付目的、補助対象事業及び条件の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。また補助金交付団体からさらに補助金を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。また、目的達成に向け事業効果が図られているか（事業報告、実績報告、事情聴取等）。
- (8) 補助金により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- (9) 補助金の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

## 第5 監査の主な実施内容

監査の実施に当たっては、あらかじめ対象団体及び所管部局から財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明等の事項について対象団体及び所管部局の職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、監査に伴い、公認会計士の専門的知識、経験等を活用し、監査機能の充実・強化を図るため、監査支援業務を委託し、公認会計士によるリスクや問題点に関する報告を参考にして、監査委員による監査を実施した。

## 第6 監査の期間及び実施場所

- 1 監査の期間 令和7年9月3日から令和8年2月18日まで
- 2 実施場所 監査委員事務局等
  - (1) 説明聴取及び事情聴取
    - ア 期 日 令和8年1月20日
    - イ 実施場所 市役所2-A会議室
  - (2) 実地監査

ア 期 日 令和8年1月20日

イ 実施場所 一般社団法人五島市観光協会事務所

(3) 講評会

ア 期 日 令和8年2月18日

イ 実施場所 市役所3-D会議室

## 第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、次の指導事項及び意見を除き、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。

### 1 財政援助団体：一般社団法人五島市観光協会

#### (1) 指導事項

##### ア 旅費の概算払に対する精算について

旅費について、概算払に対する精算をしていない事案があった。

概算払は最終的な金額が確定する前に、費用の概算額を支出するものである。さらに、一般社団法人五島市観光協会旅費支給規程第13条第2項は、「概算払による旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日から7日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。」と定めているので、概算払の金額と最終的に確定した金額の差がなくても精算すべきである。

##### イ 契約書の記載事項について

一般社団法人五島市観光協会会計基準（以下「会計基準」という。）第23条は、「契約の相手側を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。」と定めており、契約書には「監督及び検査」の事項を記載すべきところ、記載がない事案があった。

契約書は、当事者間において契約を証明するもので、監督及び検査は、事業を管理する上で欠かせない手続であるため、会計基準に則り、適正な事務処理に努められたい。

また、会計基準第26条は、「会計責任者は、第19条の契約について、契約の適正な履行を確保し、又はその受ける給付の完了の確認をするため、自ら又は職員が必要な監督又は検査を行わなければならない。」と規定しており、検査や履行確認の方法を確認したところ、その結果は記録していないということであった。

検査や履行確認の記録は、事業評価を実施するために省略できない手続であるため、その方法等を検討されたい。

#### (2) 意見

##### ア 小口現金について

2種類の小口現金から補助対象事業費の支出が確認された。当該小口現金は補助対象外事業費の支出もしているとのことであった。

補助対象事業費と補助対象外事業費を混同するなど事業費を整理する上でのリスクを抱えている。補助対象事業に用途を限定した小口現金を整備するなどリスクの軽減に努められたい。

## 2 所管部局：地域振興部（文化観光課）

### (1) 指導事項

#### ア 交付要領について

一般社団法人五島市観光協会運営費補助金交付要領(以下「交付要領」という。)は、補助対象経費が具体的に規定されておらず、交付要領のほか内規やマニュアル等はないとのことであった。例えば、経費の内容を営業活動経費（物産のみに係るものを除く。）と規定しており、「物産のみに係るものを除く」の程度を明確に判断できない記載となっている。

補助対象経費かどうかの判断をより客観的にするため、具体的に列挙するなど対策を講じられたい。

### (2) 意見

#### ア 補助対象経費について

補助対象経費において、旅費については五島市の支給基準を超えているものが確認されたので、五島市の基準を上限とするなど、旅費についてだけでなく補助対象経費の算定基準について見直しを検討されたい。

#### イ 補助金の額の確定について

当該財政援助団体の旅行命令（依頼）書の「旅費精算額」欄が空欄になっているにもかかわらず、正確な実績報告書として認めていた。

実績報告書のほかに領収書等、旅費の精算に必要な資料が添付されているものの、書類審査の煩雑さや補助対象経費算定誤りの原因となることから、様式については正確に記載するよう指導されたい。

## 3 まとめ

令和7年度財政援助団体等監査の監査結果における指摘事項、指導事項及び意見の件数は、次のとおりである。

|               | 指摘事項 | 指導事項 | 意見 | 合計 |
|---------------|------|------|----|----|
| 一般社団法人五島市観光協会 | 0件   | 2件   | 1件 | 3件 |
| 地域振興部文化観光課    | 0件   | 1件   | 2件 | 3件 |
| 合計            | 0件   | 3件   | 3件 | 6件 |

一般社団法人五島市観光協会においては、概算払に対する精算をしていないなど社内規程を遵守していない事案が散見されたため、今一度、社内規程を確認し、適正な事務処理を行われたい。

地域振興部文化観光課においては、補助対象経費が具体的に規定されていないため、

客観的に補助対象経費を判断できない。また、補助金額については、五島市の基準と乖離する点を確認された。これらについては、単に要領等を改訂するのではなく、実績報告書作成やその審査が複雑にならないよう配慮して、交付要領を見直されたい。

## 第8 財政援助団体の概要

### 1 一般社団法人五島市観光協会

(1) 設立年月日 平成18年4月10日

(2) 設立の目的 この法人は、会員相互の連携のもと五島地域の観光及び物産の振興を図ることにより地域産業の発展に寄与することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ア 観光資源の調査研究及び保護育成
- イ 観光商品の企画並びに宣伝
- ウ 観光客の誘致及び観光客に対する便宜供与
- エ 物産宣伝並びに販売促進
- オ 観光並びに物産関係事業者と関係機関との連絡調整
- カ 会員が行う観光及び物産に関する事業の支援
- キ 観光施設の管理運営事業
- ク 特産物等の販売
- ケ 旅行業法に基づく旅行業
- コ その他上記の目的を達成するために必要な事業

(3) 事務所の所在地 五島市東浜町二丁目3番1号

(4) 組織

ア 役員 13人（代表理事1人、理事10人、監事2人）令和6年9月30日現在

イ 会員 会員件数 336件

(5) 事業の内容 設立の目的に同じ

(6) 五島市との関わり

令和6年度における五島市から一般社団法人五島市観光協会に対する補助金及び負担金の額は6,550,000円

# 貸借対照表

令和 7年 3月31日 現在

(単位：円)

## 資 産 の 部

|                   |            |           |            |
|-------------------|------------|-----------|------------|
| I 流 動 資 産         |            |           |            |
| 1 現 金 ・ 預 金       | 24,922,926 |           |            |
| 2 売 掛 金           | 4,957,621  |           |            |
| 3 商 品             | 1,185,219  |           |            |
| 4 切 手 等 在 庫       | 26,683     |           |            |
| 5 未 収 入 金         | 804,991    |           |            |
| 6 前 払 金           | 13,237     |           |            |
| 7 未 収 法 人 税 等     | 2,907      |           |            |
| 流動資産合計            |            |           | 31,913,584 |
| II 固 定 資 産        |            |           |            |
| 1 有 形 固 定 資 産     |            |           |            |
| 1 車 両 運 搬 具       | 1          |           |            |
| 2 什 器 備 品         | 2          |           |            |
| 有形固定資産合計          |            | 3         |            |
| 2 無 形 固 定 資 産     |            |           |            |
| 1 電 話 加 入 権       | 226,400    |           |            |
| 無形固定資産合計          |            | 226,400   |            |
| 3 投 資 そ の 他 の 資 産 |            |           |            |
| 1 保 証 金           | 600,000    |           |            |
| 2 投 資 有 価 証 券     | 100,000    |           |            |
| 3 出 資 金           | 100,000    |           |            |
| 4 一 括 償 却 資 産     | 191,860    |           |            |
| 5 預 託 金           | 19,680     |           |            |
| 投資その他の資産合計        |            | 1,011,540 |            |
| 固定資産合計            |            |           | 1,237,943  |
| 資 産 合 計           |            |           | 33,151,527 |

## 負 債 の 部

|               |           |  |            |
|---------------|-----------|--|------------|
| I 流 動 負 債     |           |  |            |
| 1 買 掛 金       | 8,039,237 |  |            |
| 2 未 払 金       | 2,371,924 |  |            |
| 3 未 払 法 人 税 等 | 71,000    |  |            |
| 4 前 受 金       | 2,154,000 |  |            |
| 5 未 払 消 費 税 等 | 1,484,700 |  |            |
| 流動負債合計        |           |  | 14,120,861 |
| 負 債 合 計       |           |  | 14,120,861 |

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本

1 利 益 剰 余 金

(1) その他利益剰余金

1 繰越利益剰余金

19,030,666

利益剰余金合計

19,030,666

株主資本合計

19,030,666

純 資 産 合 計

19,030,666

負債・純資産合計

33,151,527

## 第9 補助金等の概要

### 1 五島市一般社団法人五島市観光協会運営費補助金

(1) 支出根拠 一般社団法人五島市観光協会運営費補助金交付要領

(2) 趣旨 市は、観光事業の振興及び発展を図るため、予算の定めるところにより、一般社団法人五島市観光協会に対し一般社団法人五島市観光協会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(3) 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額

一般社団法人五島市観光協会運営費補助金交付要領 別表（第2条関係）

| 補助対象経費 |                                         | 補助額                                                  |
|--------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 経費区分   | 経費の内容                                   |                                                      |
| 観光振興費  | 営業活動費（物産のみに係るものを除く。）                    | 補助対象経費の2/3以内で、予算で定める額を補助上限とする。ただし、市が要請する場合はこの限りではない。 |
|        | パンフレット・ガイドブック等製作費（ただし、製作に係る協賛金相当額を除する。） |                                                      |
|        | 宣伝広告費                                   |                                                      |
|        | クルーズ客船等大型団体受入費                          |                                                      |
|        | 観光イベント・キャンペーン等実施費                       |                                                      |
|        | 観光人材育成費                                 |                                                      |
|        | 事務費（売店に係るものを除く。）                        |                                                      |

(注1) 人件費、当該補助金以外の五島市からの補助金等の対象とする経費及び受託業務に係る経費は対象外とする。

(注2) 事務費について売店に係る経費を区分しがたい場合は、担当者数や専有面積等の適切な割合で按分して売店以外に係る金額を算出すること。